

令和7年8月5日

三重地区のタクシー運賃改定申請（要請）状況について

三重地区におけるタクシーの運賃改定申請（要請）については、令和7年8月4日に、申請（要請）があった法人タクシー事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の合計車両数の5割を超えましたので、お知らせします。

●三重地区（令和7年8月4日現在）

申請（要請）状況	申請（要請）車両数（両）	申請（要請）率（％）	地域の全体車両数（両）
（最初の申請日） 令和7年5月7日	866	79.89％	1,084
（3ヶ月経過日） 令和7年8月6日			

三重地区…三重県14市15町のうち南牟婁郡紀宝町(紀宝地区)を除く全地域

四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡（菰野町、朝日町、川越町）、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡（玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）多気郡（多気町、明和町、大台町）、名張市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町の14市14町の地域

※運賃改定は、最初に申請（要請）があった時から3ヶ月の期間の間に申請（要請）を受け付け、申請（要請）があった法人タクシー事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の車両数の5割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。

連絡先

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 本田、古久保、竹中

TEL 052-952-8036